

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、平成25年の121,350人をピークに横ばいが続き、今後は本格的に人口減少期に入る見込みとなっている。令和5年4月1日現在の人口は、117,629人である。また、令和2年3月に策定した「生駒市人口ビジョン（改訂版）」によると、2060年の総人口は最も多くて106,500人、最も少ないと85,600人になるという結果が推計値として算出されている。

また、その間、生産年齢人口は一貫して減少するとされており、人口減少だけでなく、今後は人口構成も大きく変わってくることが予測される。

このような状況下で、本市には、2つの準工業エリア（高山町、北田原町）があり、金属加工業や紙業を中心とした100社以上の中小企業が立地し、付加価値額も20%を超えている。

この工業集積地は、住宅地域と近接しながらも住工が混在せず、製造業事業者にとって周辺とのあつれきが生じないことから、操業しやすい環境が形成されている。そのため、大阪府東部など住工混在地域から、その操業環境や大都市との近接性など立地ポテンシャルの高さを魅力としての企業立地が進んできた。

また、産業全体の事業所規模をみると、「従業員数1～4人」「従業員数5～9人」の事業所が全体の77.3%を占め、中小事業所が生駒市の経済を支えていることがうかがえる。しかし、昨今のコロナ禍の影響で事業を縮小するなど経営状況が厳しくなっている中小事業所も多く、きめ細かな支援が求められている。

このような状況の中、既存の取組の延長ではなく、市内事業者の一步踏み込んだ挑戦を支援し、その定着・発展を図るために、積極的に生産性の向上に取り組む市内事業者の設備投資を支援・後押しすることを目的とした導入促進基本計画の策定を行う。

#### (2) 目標

今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図り、事業者の生産性革命の実現を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関

する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

市内の商業・工業を問わず、広く企業を支援するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、単に敷地に設置する太陽光発電設備や無人販売設備などの常駐する雇用者を要しない設備であって、同一の敷地内に工場や事務所がなく、雇用の創出につながらない場合は対象外とする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

市内の商業・工業を問わず、広く企業を支援するため、市内における全ての地域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

市内の商業・工業を問わず、広く企業を支援するため、市内における全ての業種及び事業等を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月26日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のうち、事業者が選択する期間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市税の滞納がないこと。

### (備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。